



TOPICS ①

令和7年10月スタート！「マイナ救急」

「マイナ救急」とは？

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みです。マイナンバーカードを見せるだけで救急隊員に情報を伝えることができ、適切な処置を受けられます。

実際に、勤務先で心肺停止状態になった同僚が通報したケース、意識もうろうで意思疎通が困難だったケースなどで、マイナ救急を活用した適切な処置を行い、一命を取り留めた事例もあります。

マイナンバーカードで救急隊員に
こんな情報が伝えられます

病歴

薬の
処方歴病院の
受診歴

マイナ救急の流れ

①傷病者が情報閲覧
に同意する



②マイナンバーカードを
読み取る



③隊員が医療情報を
閲覧する



④より適切な処置や
搬送先医療機関
の選定につながる



マイナ救急の利用には「マイナ保険証」の登録が必要です

マイナ救急を利用するには、マイナンバーカードを所有し、かつマイナ保険証として健康保険証の利用登録が完了している必要があります。傷病者のマイナ保険証がなければマイナ救急は実施ができないため、利用登録がまだの方は、もしものときに備えて利用登録し、外出時にもできる限りマイナ保険証を持ち歩きましょう。利用登録は、医療機関・薬局、マイナポータル、セブン銀行ATMなどで行えます。

TOPICS ②

「消火栓」「防火水そう」付近は駐車禁止です

「消火栓」や「防火水そう」、川、池、井戸などは、火災発生時に消防隊が消火活動を行うために必要な「水の供給源（消防水利）」になっています。消防水利の位置は、標識や、路上・フタへのマーキングで示されており、その周辺5mは、道路交通法で駐車が禁止されています。火災発生時に消防水利の近くへの駐車は違法であり、一刻を争う消火活動の妨げになります。消防水利の周辺5m以内には駐車しないよう、ご理解・ご協力をお願いします。

「水の供給源（消防水利）」の目印



▲消火栓



▲防火水そう